

様式第九の備考24を次のように改め。

24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えて「パリ条約による優先権又は「パリ条約の列による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「代理人」の欄の次に「パリ条約による優先権等の主張」の欄を設け、その欄に「国名」及び「出願日」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「出願日」の次に「出願番号」の欄を設けて、その番号を記録する。特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記録するときも同様とする。また、同項第2号に規定する事項を願書に記録するときは、「出願番号」の次に「優先権証明書提供国（機関）」及び「提供国（機関）」における出願の番号」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関において出願の番号を記録し、特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記録するときは、「出願番号」の次に「優先権証明書提供国（機関）」を設けて、「世界的所有権機関」と記録する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【優先権証明書提供国（機関）】

【提供国（機関）における出願の番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【優先権証明書提供国（機関）】

【提供国（機関）における出願の番号】

附則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

告示

○内閣府告示第七号

職員の出職管理に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第八十三号）附則第七条の規定により読み替えられた同府令附則第四条及び特定独立行政法人の役員の出職管理に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第八十四号）附則第七条の規定により読み替えられた同府令附則第四条の規定に基づき、契約の監視を行う各府省等の第三者機関のうち、内閣総理大臣が指定するものを次のとおり指定したの、公示する。

平成二十一年一月三十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

職員の出職管理に関する内閣府令附則第七条の規定により読み替えられた同府令附則第四条及び特定独立行政法人の役員の出職管理に関する内閣府令附則第七条の規定により読み替えられた同府令附則第四条の契約の監視を行う各府省等の第三者機関のうち内閣総理大臣が指定するもの

府省等	名	称
内閣官廳	内閣官廳入札等監視委員会	
内閣法制局	内閣法制局入札等監視委員会	
人事院	人事院契約監視委員会	
内閣府	内閣府本府入札等監視委員会、内閣府沖縄総合事務局総務部入札監視委員会、内閣府沖縄総合事務局開発建設部入札監視委員会	
宮内庁	宮内庁契約監視委員会	
公正取引委員会	公正取引委員会契約監視委員会	
警察庁	警察庁入札等監視委員会	
金融庁	金融庁契約監視委員会	
総務省	総務省契約監視会	
法務省	法務省入札監視委員会、法務本省等契約監視会議、法務局契約監視会議、警察庁等契約監視会議、矯正官署契約監視会議	検
外務省	外務省契約監視委員会	
財務省	財務省第一入札等監視委員会、財務省第二入札等監視委員会、財務省第三入札等監視委員会、財務省第四入札等監視委員会、財務省第五入札等監視委員会、財務省第六入札等監視委員会、財務省第七入札等監視委員会、財務省第八入札等監視委員会、財務省第九入札等監視委員会、財務省第十入札等監視委員会、財務省第十一入札等監視委員会、財務省第十二入札等監視委員会、財務省第十三入札等監視委員会	
文部科学省	文部科学省入札監視委員会、物品・役務等契約監視委員会	
厚生労働省	厚生労働省公共調達中央監視委員会、社会保険庁公共調達監視委員会、北海道公共調達監視委員会、青森労働局公共調達監視委員会、岩手労働局公共調達監視委員会、宮城労働局公共調達監視委員会、福島労働局公共調達監視委員会、山形労働局公共調達監視委員会、秋田労働局公共調達監視委員会、茨城労働局公共調達監視委員会、栃木労働局公共調達監視委員会、群馬労働局公共調達監視委員会、東京労働局公共調達監視委員会、神奈川労働局公共調達監視委員会、新潟労働局公共調達監視委員会、富山労働局公共調達監視委員会、石川労働局公共調達監視委員会、福井労働局公共調達監視委員会、山梨労働局公共調達監視委員会、長野労働局公共調達監視委員会、愛知労働局公共調達監視委員会、岐阜労働局公共調達監視委員会、三重労働局公共調達監視委員会、滋賀労働局公共調達監視委員会、京都労働局公共調達監視委員会、大阪労働局公共調達監視委員会、兵庫労働局公共調達監視委員会、奈良労働局公共調達監視委員会、和歌山労働局公共調達監視委員会、鳥取労働局公共調達監視委員会、島根労働局公共調達監視委員会、岡山労働局公共調達監視委員会、広島労働局公共調達監視委員会、山口労働局公共調達監視委員会、徳島労働局公共調達監視委員会、香川労働局公共調達監視委員会、愛媛労働局公共調達監視委員会、高知労働局公共調達監視委員会、福岡労働局公共調達監視委員会、熊本労働局公共調達監視委員会、大分労働局公共調達監視委員会、宮崎労働局公共調達監視委員会、鹿児島労働局公共調達監視委員会、沖縄労働局公共調達監視委員会	